

1 国民年金などの公的年金の概要

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- (2) 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保障料控除の対象になります。

2 月々の保険料

平成31年4月分から平成32年3月分の国民年金の月々の保険料は16,410円です。  
 保険料は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

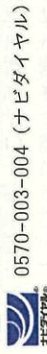
3 国民年金から支給される年金給付

- (1) 老齢基礎年金  
 国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。
- (2) 障害基礎年金  
 国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。
- (3) 遺族基礎年金  
 国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、又は子）に遺族基礎年金が支給されます。

詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html> 検索

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤルへ」



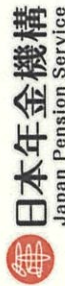
0570-003-004 (ナビダイヤル)

050で始まるお電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構  
 Japan Pension Service

1904 1016 003

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて、日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。(滞在期間に関わらず、日本国内に住所を有する方は日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。)

しかし、保険料を支払うことが経済的に困難な場合、毎年申請により保険料の支払いが「免除」または「猶予」される申請手続きをすることができます。前年所得などを審査して承認された場合は、保険料の支払いが「免除」または「猶予」されます。(この申請手続きは毎年必要です。)

この申請手続きを行うことで、あなたが将来年金を受け取る権利を確保するだけでなく、あなたが万が一、事故などにあい、障害を負ったときに障害基礎年金を受け取ることができる権利を確保することができます。

① 免除(全額免除・一部免除)申請

あなたやあなたの配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。(一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。)

② 納付猶予申請

50歳未満の方(学生を除く)で、あなたやあなたの配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

【申請時の注意点】

● 申請する年度について

- ・ 免除等の1年度は7月～翌年6月までです。(7月から始まり翌年6月までの1年間です。)

- ・ 翌年度も引き続き免除等の申請を希望する場合は、改めて7月に申請手続きが必要です。

● 免除等が申請できる期間

- ・ 過去の年度分……申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで。

- ・ 今年度分 ……翌年6月(1月～6月に申請したときは、その年の6月)分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

※ 過去の年度分は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者権限票のコピーなど)を添付してください。その他、必要な添付書類は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へお尋ねください。

【申請書の提出先等】

● この申請書の提出先は、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。

※詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

あなたが国民年金保険料の免除・納付猶予を申請する場合、申請書記入例が裏面にありますので、ご覧ください。

# 記入例

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記入例です。国民年金保険料の免除・猶予を申請する場合、あなたが記入する部分は赤字の部分です。(日本語または英語(アルファベット表記)で記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容が不明の場合、日本語での記載をお願いします。)

- 「提出年月日」、提出日時点の住民票の住所、あなたの氏名(パスポートに記載のアルファベット表記)を記入してください。
- マイナンバー(個人番号)または基礎年金番号を記入してください(基礎年金番号で申請する場合は左詰めで記入してください)。
- あなた、あなたの配偶者、世帯主(\*)を記入してください(今年度分を申請する場合は現在の、過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日の時点のあなた、あなたの配偶者、世帯主を記入してください)。  
(\*) 世帯主: 住民票に登録されている世帯の世帯主
- 必ず記入してください。  
所得は収入から必要経費を除いたものです。  
所得がない場合は、「1.なし」、所得が57万円以下の場合は「2.あり(57万円以下)」、所得が57万円以上の場合「3.あり(57万円以上)」に○をつけてください。  
※税申告を行っていない場合や、分らない場合は、お近くの市区町村にご確認ください。
- 全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き申請することをあなたが希望する場合は、1の「はい」に○をしてください。  
また、今回納付猶予が承認された場合、次の年度で全額免除基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望する場合は、2の「はい」に○をしてください。  
※詳しくは、市区町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

あなたが免除・納付猶予申請をするという意思表示の欄です。また、あなたの配偶者と世帯主の記入に漏れがないこと、前年の所得についての記入誤りがないこと、この申請に必要なあなたや、あなたの配偶者、世帯主に関する情報(所得情報等)の確認を日本年金機構に委任することを承諾する欄です。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 敬へ 2019年 4月 1日

市区町村 日本年金機構

住所 TOKYO TO KYOTO SUGIHAMIKO TAKAIDOMI1 1-2-3  
JOHN DOE  
あなたの住所

基礎年金番号(10桁) 012345678900  
電話番号 080-1111-1111

あなたの氏名 JOHN DOE  
あなたの配偶者の氏名 JANE DOE  
世帯主の氏名 JAMES DOE

前年所得について記入する欄

2018年度分

1. 全額免除  2. 納付猶予  3. 4分の3免除  4. 半額免除  5. 4分の1免除  6. なし  7. 不明

8. あり(57万円以下)  9. あり(57万円以上)

10. 全額免除  11. 全額免除  12. 全額免除

- あなたの電話番号を記入してください。  
生年月日を記入してください。(西暦で記入してください)
- 申請年度の1月1日時点で居住していた国が日本以外の場合は国名を記入してください。(例: あなたが現在は日本に居住、2019.1.1時点はアメリカ合衆国に居住していた場合は、あなたの氏名とアメリカ合衆国と記入してください)
- あなたが免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。  
免除・納付猶予での年度は、7月～翌年6月までです。  
(例) 平成30年度分(2018年度分)  
⇒ 2018.7～2019.6
- 過去の年度分は、申請書が受理された月から2年1カ月前まで(すでに保険料が納付された月を除く)まで申請することができます。
- 「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告)を行っている場合は「1.あり」、行っていない場合は「2.なし」、分らない場合は「3.不明」に○をしてください。
- あなたが会社を辞めたこと等を理由として申請するときは、会社を辞めた翌日を記入してください。  
働いていた時の雇用保険の加入について、あり・なしに○をつけてください。ありの場合は失業を証明する書類を添付してください。